

手賀沼観光施設誘導方針

～我孫子新田地区における手賀沼の有効利用上必要な観光施設誘導方針～

平成28年12月

我孫子市

目 次

1	策定の趣旨（背景と目的）	1
2	方針の位置づけ	6
2-1	方針の位置づけ	6
2-2	方針の位置づけイメージ図	8
3	手賀沼観光施設を誘導する地区	9
3-1	観光振興計画におけるリーディング地区	9
3-2	手賀沼観光施設を誘導する地区	10
4	我孫子新田地区における手賀沼観光施設の誘導方針	15
4-1	誘導する施設の種類	15
4-2	誘導する施設の高さ、形態・意匠	16
5	実現に向けて	17
	参考図：手賀沼観光施設誘導方針におけるイメージ	18

1 策定の趣旨（背景と目的）・・・・・・・・・・・・・・・・

我孫子市では、平成23年3月の東日本大震災以降、人口が減少に転じ、少子高齢化の進展とともに税収の減少が続き、財政状況は大変厳しいものとなっています。このため、将来にわたって持続可能な自立した都市として発展していくためには、まちに活力を生み出す産業や観光の振興を図り、交流人口の拡大や地域経済の活性化に繋げていくことが喫緊の課題となっています。

特に観光の振興にあたっては、我孫子市最大の観光資源である手賀沼のさらなる魅力アップが重要となっており、観光客をさらに呼び込み、もてなす環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、市では、平成25年3月に『我孫子市観光振興計画』（計画期間：平成25年度～30年度）を策定し、観光振興のリーディング地区として我孫子地区南側の「手賀沼を核として我孫子地区の史跡や文化財の集積する地域」を位置づけました。

観光振興計画（抜粋）

■本市の観光資源

県立自然公園である「手賀沼」は、都心から最も近くにある本格的湖沼であり、本市最大の観光資源となっています。

■リーディング地区

手賀沼を核として我孫子地区の史跡や文化財の集積する地域をリーディング地区に設定し、先導的・優先的に振興を図ります。



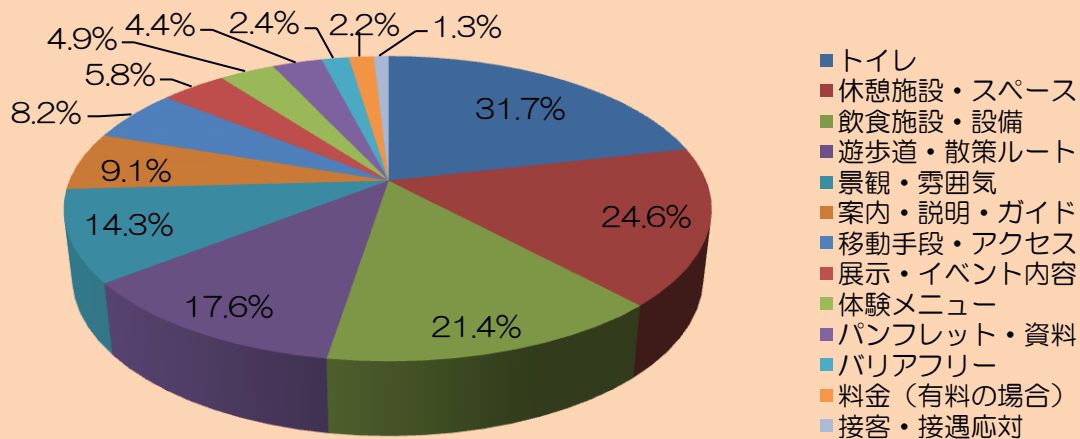
■リーディングプロジェクト

- アクションプラン1 手賀沼観光の拠点となる飲食・物販施設の整備
- アクションプラン11 「手賀沼花火大会の」再開及び継続
- アクションプラン14 近隣自治体との連携による舟運の整備
- アクションプラン15 手賀沼を活用したイベントの実施
- アクションプラン26 手賀沼遊歩道の魅力向上 など

観光振興計画の策定にあたって実施したアンケート調査では、手賀沼周辺で「改善した方がよいと思うこと、あった方がよいと思うもの」として、「トイレ」、「休憩施設・スペース」、「飲食施設・設備」が上位3位を占める結果となっています。同計画では、こうした観光客を迎え入れるための施設を充足するため、リーディングプロジェクトとして「手賀沼観光の拠点となる飲食・物販施設の整備」を位置づけ、先導的、優先的に取り組むこととしています。ほかにも手賀沼に関連する施策として「手賀沼を活用したイベントの実施」、「手賀沼遊歩道の魅力向上」などのアクションプランを推進し、「手賀沼周辺でジョギングやウォーキングなどを楽しむ人たちをターゲットとしたシャワー・ロッカーを備えた休憩施設の整備」についても、今後検討していくこととしています。

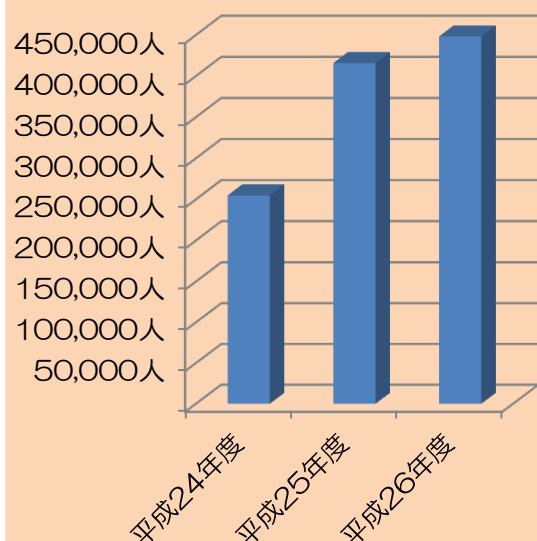
観光振興計画策定時のアンケート（抜粋）

■改善した方がよいと思うもの、あった方がよいと思うもの（手賀沼周辺）



さらに、ここ数年増加傾向にあり平成26年度においては約44万人となっている交流人口について、同計画では平成30年度の目標値として77万人を掲げていることから、今後、観光客をさらに呼び込み、もてなしていくための環境づくりが求められています。

交流人口の推移



平成26年2月には、市内の定住化策検討プロジェクトチームから、手賀沼の魅力向上策として、手賀沼公園周辺での飲食店の誘致やオープンカフェ、水上アクティビティの実施、水上デッキの設置などが提案されました。

定住化策検討プロジェクト報告書（抜粋）

■手賀沼の魅力向上：若い世代にアピールできる施設の整備や景観の改善などのハード事業と合わせて、水上アクティビティの実施やイベントの開催などのソフト事業を展開する。

①手賀沼公園周辺の整備

- 飲食店の誘致 ○駐車場の整備
- アスレチック・複合遊具の設置
- カフェ・レストランの誘致
- マルシェの実施 ○水上デッキの設置
- オープンカフェの実施
- ボート小屋の刷新
- 水上アクティビティの実施
- 照明の増設 ○アシの移植

②遊歩道沿いの湖岸整備

③手賀沼親水広場周辺の整備

- 農家レストラン・カフェの開設
- 保健センターの移設
- 休憩施設の整備
- 駐車場・芝生広場の整備
- 水上デッキの設置

また、平成27年6月にまとめられた『つながるウォーターサイド TEGA』（我孫子市、柏市、印西市、千葉県、国土交通省で構成された手賀沼・手賀川活用推進協議会の検討報告書）でも、手賀沼周辺でのリーディングプロジェクトとして、「水辺のオープンカフェ」や「水上アクティビティの実施」などが提案されています。

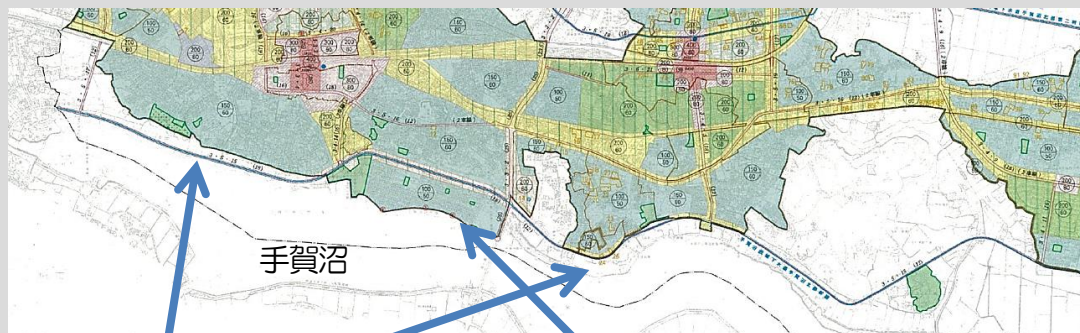
つながるウォーターサイドTEGA報告書（抜粋）

■リーディングプロジェクト

- 1 水辺のオープンカフェ
- 2 農業交流拠点の整備
- 3 水上アクティビティの実施
- 4 統一的なデザインによる観光案内板等の整備方針の確立
- 5 統一的なデザインによる観光トイレ等の整備
- 6 桜並木の整備
- 7 手賀川側道整備
- 8 地域情報の収集・整理と発信（クラウドファンディング含む）

しかし、手賀沼に接する唯一の市街化区域である若松地区は、都市計画で用途地域が第一種低層住居専用地域に指定されています。第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域であることから、手賀沼を訪れた観光客のための食事や休憩ができる施設や、手賀沼での水上アクティビティを楽しむための施設、観光案内所、お土産販売店などの施設などは立地できないこととなっています。

土地利用の規制図（都市計画図抜粋）



※着色されていない区域は市街化調整区域で、緑色に着色されている区域は第一種低層住居専用地域となっています。

一方、市街化調整区域では、都市計画法第34条第2号の規定により、観光資源の有効な利用上必要な建築物であって、開発事業者が行う観光事業計画について、市長と協議が整ったものは立地が許容されることとなっていますが、これまでは当該規定に基づいて許可するための方針を、我孫子市では定めていませんでした。

都市計画法（抜粋）

■第34条第1項

前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

■第2号

市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

こうしたことから、この手賀沼観光施設誘導方針は、観光振興計画で位置づけたリーディングプロジェクト「手賀沼観光の拠点となる飲食・物販施設の整備」の実現に向けて、都市計画法第34条第2号の規定に基づいて、我孫子市最大の観光資源である手賀沼の有効な利用上必要な施設を誘導していくための方針として定めます。

今後は、この方針に基づき、我孫子市における手賀沼観光の施設を誘導するにふさわしいエリアで、手賀沼を訪れた観光客が手賀沼を感じ手賀沼の風景を楽しみながら食事や休憩ができる施設や、手賀沼を活用した水上アクティビティなどを楽しむことのできる施設、手賀沼や我孫子のお土産販売店などを誘導することにより、手賀沼への観光客をさらに呼び込み、もって我孫子市における観光の振興や交流人口の拡大を図っていきます。

2 方針の位置づけ

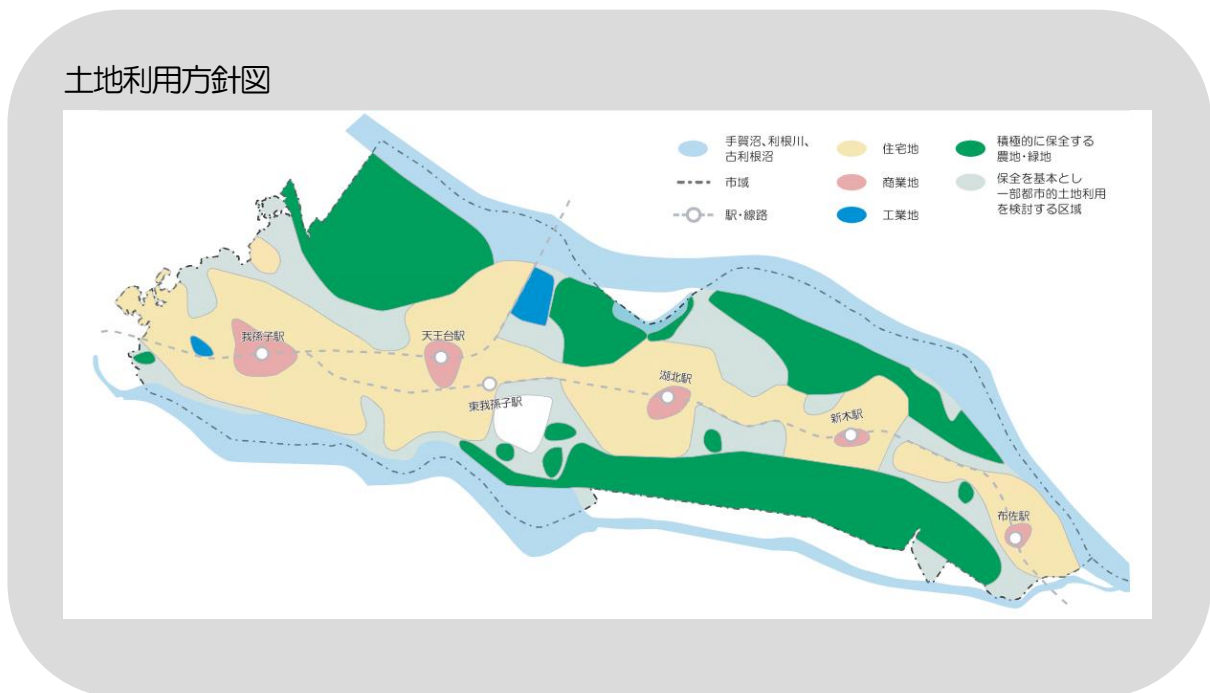
2-1 方針の位置づけ

この方針は、「1. 策定の趣旨（背景と目的）」で明らかにしたとおり、観光振興計画で位置づけたリーディングプロジェクト「手賀沼観光の拠点となる飲食・物販施設の整備」をはじめとした施策の実現に向けて、都市計画法第34条第2号の規定に基づいて、手賀沼への観光客をさらに呼び込み、もてなすための施設を誘導し、もって我孫子市における観光の振興と交流人口の拡大を図っていくために定めるものです。

そのため、この方針は、上位計画である市の基本構想や観光振興計画に即して定めます。また、総合計画の基本計画のほか、都市計画マスタープランや景観形成基本計画、環境基本計画、農業振興地域整備計画、手賀沼文化拠点整備計画などの関連する部門別計画と調整、整合を図りながら定めます。

■基本構想■

土地利用の基本方針では、「市街地を取り巻く、手賀沼や古利根沼などの水辺、農用地区域に広がる集団的な優良農地、身近で緑豊かな斜面林など、重要な自然環境がある区域は、積極的に保全します。その他の農地や緑地など自然的土地利用がされている区域では、良好な自然環境を最大限保全することを基本とし、区域の一部で、雇用や税収の確保につながる企業や、交流人口の拡大につながる観光施設などの立地を図る場合には、自然環境の保全・創出に努めます。」と位置づけています。



■観光振興計画■

「市民の理解と協力の下、手賀沼をはじめとする豊かな自然と我孫子ならではの歴史・文化資源を生かした観光振興により、まちににぎわいを創出します。」を基本理念と定めています。また、基本方針の1番目に「手賀沼を中心とした自然と特徴ある歴史・文化・資源を守り育て活かす観光まちづくり」を設定しています。

52のアクションプランのうち、特に効果が高い事業として13のリーディングプロジェクトを抽出しており、「手賀沼観光の拠点となる飲食・物販施設の整備」や「手賀沼花火大会」の再開及び継続、「近隣自治体との連携による舟運の整備」、「手賀沼を活用したイベントの実施」、「公園坂通りの整備」、「手賀沼遊歩道の魅力向上」、「手賀沼・手賀川活用推進協議会」の活動推進」の7つが手賀沼に関わるものとなっています。

■第三次基本計画■

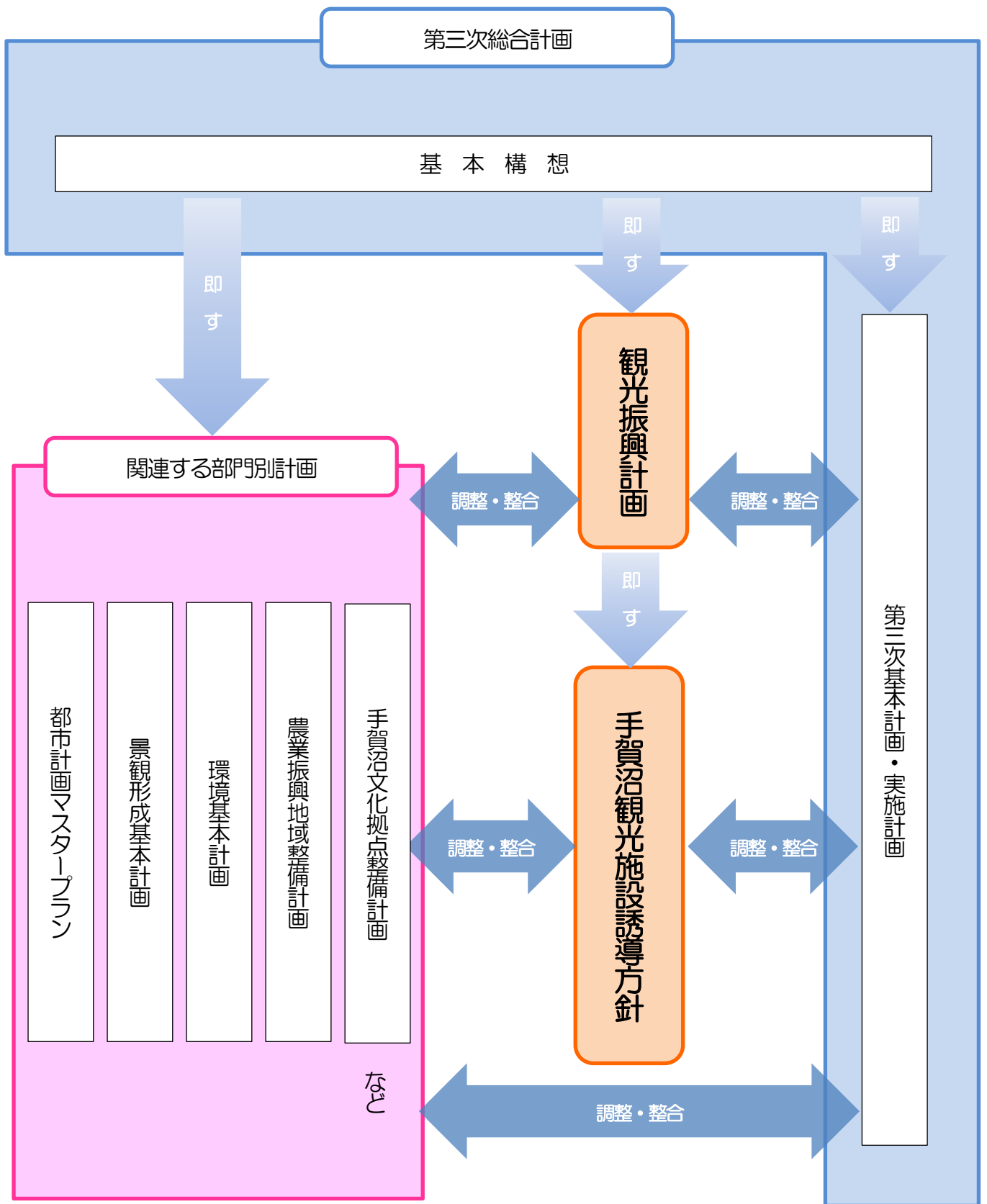
分野別計画「産業」の「観光の創出」の項目では、観光資源をいかした地域産業の活性化として、「我孫子市最大の観光資源である手賀沼周辺では、観光客をさらに呼び込み、もてなす環境づくりに取り組み、交流人口の拡大に努めます。」としています。

分野別計画「都市基盤」の「適正な土地利用の実現」の項目では、地域特性等にに応じた土地利用の推進として、「市街化調整区域では、自然環境の保全・創出に努めるとともに、新たな都市の発展を担う都市的土地利用について検討します。」としています。

■都市計画マスタープラン■

都市づくりの方針の「市街化調整区域における土地利用」の中で、まちに活力を生み出す新たな都市の発展を担う都市的土地利用の実現に向けて、「観光資源の活用を目的とした複数の観光資源施設の立地が見込まれる一団の土地における開発行為で、市が策定する観光振興に関する計画に適合する土地利用について検討していきます。」と定め、「これらの開発行為や市街地開発事業は、地区計画を活用し、自然環境の保全・創出に努め、秩序ある土地利用を図る」こととしています。

2-2 方針の位置づけイメージ図

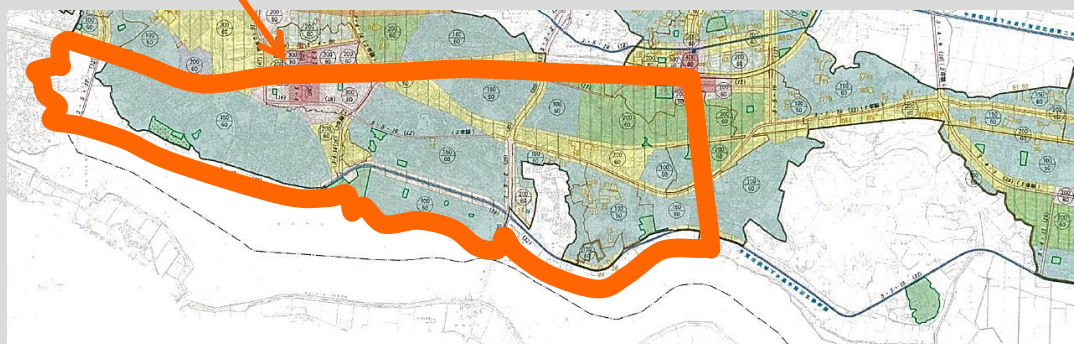


3 手賀沼観光施設を誘導する地区・・・・・・・・・・・・・・・・

3-1 観光振興計画におけるリーディング地区

観光振興計画では、先導的、優先的に観光を振興するリーディング地区として、下図に示す地区を位置づけています。この地区は、「手賀沼を核として我孫子地区の史跡や文化財の集積する地域」であり、「リーディング地区における観光振興を図り、交流人口の増大を図ったうえでその成果を市域全体に波及」させていくこととしています。このことから観光施設を誘導する地区についても、このエリア内において設定するものとします。

リーディング地区

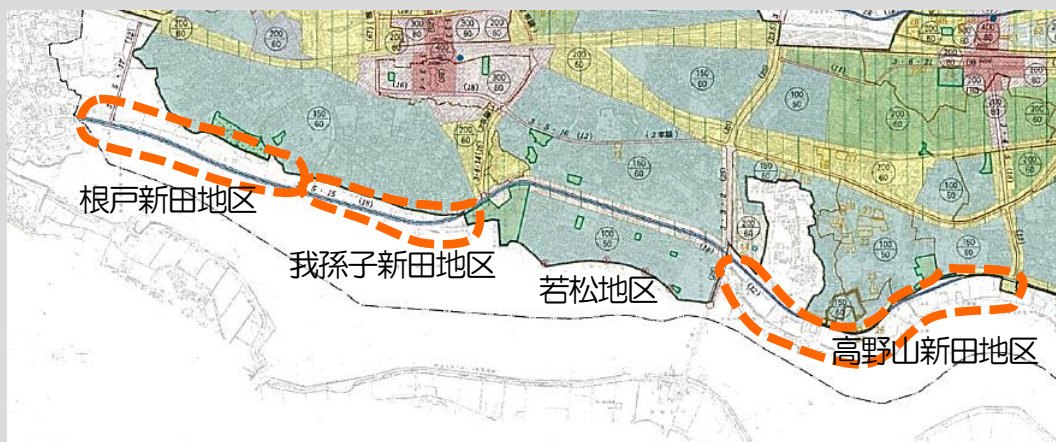


3-2 手賀沼観光施設を誘導する地区

手賀沼観光施設を誘導していくエリアの候補地としては、手賀沼に接しており、水辺で憩い、水に親しむことのできる要件を備え、観光振興計画のリーディングプロジェクト「手賀沼観光の拠点となる飲食・物販施設の整備」の実現を図ることが可能であることが必要です。

リーディング地区内における手賀沼沿いのエリアは4つの地区に分かれていますが、若松地区については、「1. 策定の趣旨（背景と目的）」で明らかにしたとおり、市街化区域の第一種低層住居専用地域であることから候補地から除き、残る根戸新田地区、我孫子新田地区、高野山新田地区について、特性や現在の状況、今後の可能性などを次のとおり整理しました。

手賀沼に接する地区



※手賀沼公園は我孫子新田地区と若松地区の両方にまたがりますが、その性質上、我孫子新田地区に含めて整理しています。

まず、根戸新田地区は、柏市からの入り口となる市境に位置するとともに、広域交通軸である手賀沼ふれあいライン（都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線）に接し、国道6号から南下する都市計画道路3・5・17号根戸・手賀沼線との交差点もあります。

手賀沼の水面が目前に迫るエリアで、沼沿いを走る手賀沼ふれあいラインは桜並木が連続し、我孫子のいろいろ八景のうち桜八景のひとつともなっており、春には水辺が華やかなピンク色に染まります。沼越しにスカイツリーが望める開放的な湖上景観が特徴ですが、水辺へ直接アプローチすることは現状では困難となっています。

また、手賀沼ふれあいラインの北側はまとまった農地が広がり、その後背に連なる斜面林が里山の風景を際立たせています。広がる農地を活用して、向日葵や菜の花など季節に応じた景観作物が栽培され人の目を楽しませ

根戸新田



ていることに加え、芋ほりなどの観光農園も営まれるなど、農業と連携した観光の要素もこの地区の魅力を高めています。

この地区は市の中心市街地からはやや離れた市街化調整区域であって、かつ、農用地区域であり、農地としての土地利用が原則となっています。

次に我孫子新田地区は、根戸新田地区から続く手賀沼ふれあいライン沿いに位置し、根戸新田地区と同様、桜並木が続く水辺の風景が柏市方面から自動車などで手賀沼公園を訪れる人たちを出迎える場所となっています。

地区の北側と東側で市街化区域に接し、地区内では、すでに観光客を迎え入れることのできるレストラン、回転すし屋などの飲食店や、沼沿いには遊覧船の施設や貸しボート屋が立地しています。

隣接する手賀沼公園は、市の中心拠点にあって手賀沼の水辺に親しむことができ、年間を通して手賀沼花火大会やフラロハ（旧アロハフェスタ）などのさまざまなイベントが開催されるとともに、ミニSLやレンタサイクル、貸しボート、カヌーなどが楽しめることから、年間数十万人の人出があり、手賀沼の周辺にあって最も賑わっているエリアです。また、手賀沼公園を起点として東側へ手賀沼遊歩道が整備されており、手賀沼ふれあいラインから続く桜が公園内や遊歩道沿いでも楽しめます。

地区の西側では景観作物や観光農園、武者小路実篤邸、地区の東側には、志賀直哉邸跡や嘉納治五郎別荘跡、杉村楚人冠記念館、白樺文学館などの観光スポットが集積していることから、このエリアは手賀沼の水辺散策や、史跡めぐり・文学散歩などの結節点となっています。

さらに、手賀沼公園の北側では、現在、都市計画道路3・4・14号手賀沼公園・久寺家線が整備中であり、開通すると国道6号から手賀沼公園へのアクセスが向上し、来訪者の増加が期待されます。

この地区は、市街化調整区域であって、農用地区域ではありません。

景観作物



手賀沼ふれあいライン



手賀沼花火大会



手賀沼公園



都市計画道路イメージ図



次に高野山新田地区は、手賀沼ふれあいライン沿いに位置し、地区の西端には南北に走る主要地方道船橋・我孫子線（片側2車線）が交差する交通の要衝となっている地区です。船橋・我孫子線は、北で国道6号に、南で国道16号に繋がっており、広域交通ルートともなっています。

また、鳥の博物館や手賀沼親水広場周辺は、環境学習や広場での水遊び、カヌーやヨットなどで沼に漕ぎ出せるなど、水に親しめるスポットとなっています。さらに手賀沼親水広場はジャパンボードフェスティバルのメイン会場でもあり、「Enjoy手賀沼！」などのイベントも開催されています。

水際には、東西にわたって手賀沼遊歩道が整備されており、他地区同様、桜並木が続き、やはり桜八景とのひとつに数えられていることに加え、水辺八景にも選ばれています。

そして、地区の北側には、ハケの道から続く高野山桃山公園が春の桜、秋のもみじなど四季折々の姿を見せ、その高台は手賀沼を一望できる眺望スポットともなっています。

この地区は市街化調整区域であって、かつ、農用地区域が大部分を占め、農地としての土地利用が原則となっています。

若松交差点



鳥の博物館



水の館と沼上のヨット



以上、整理した内容を表にすると、次のようになります。

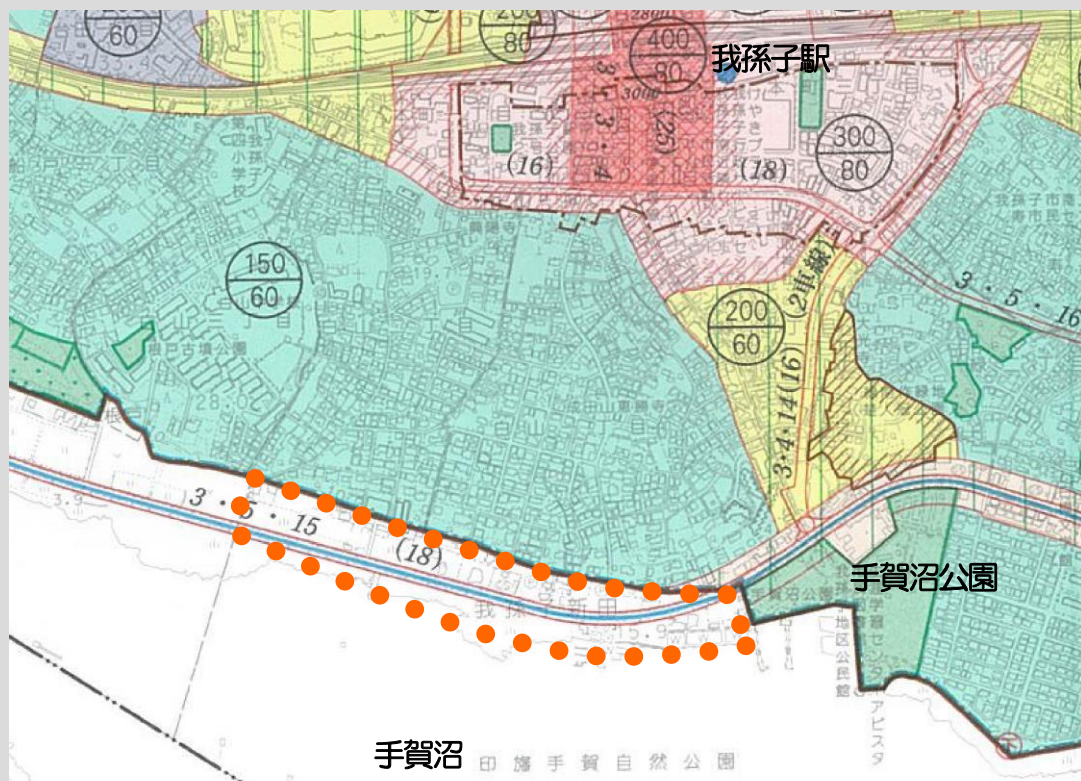
	根戸新田	我孫子新田	高野山新田
交通アクセス・駅からの距離	○ <ul style="list-style-type: none"> 手賀沼ふれあいライン沿いにある 柏からの入口となっている 我孫子駅からは1 km以上離れている、北柏駅からは1 km圏内にある 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 手賀沼ふれあいライン沿いにある 我孫子駅や東西交通への結節点となっている 我孫子駅から1 km圏内にある 	○ <ul style="list-style-type: none"> 手賀沼ふれあいライン沿いにある 主要地方道との交差点となっている 我孫子駅からも天王台駅からも1 km以上離れている
水辺の利用	△ <ul style="list-style-type: none"> 現在も水上レジャーなどの展開はなく、可能性も低い 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 現在も複数の水上レジャー施設が立地している 水上レジャーの拡大が期待される 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 現在も市民らがヨットやカヌーを楽しんでいる
観光スポット・イベント	△ <ul style="list-style-type: none"> 景観作物や観光農園などがある 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 手賀沼公園やアピスタがある 手賀沼公園やアピスタでは手賀沼花火大会をはじめとして年間を通して多くのイベントが開催されている 地区の西側や東側には歴史的・文化的スポットが集積している 	◎ <ul style="list-style-type: none"> 鳥の博物館や親水広場がある 鳥の博物館や親水広場ではさまざまなイベントが開催されている 遊歩道では桜や水辺の景色が楽しめ、隣接する高野山桃山公園では高台から沼を一望できる
土地利用における法規制	× <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 全てが農用地区域 	○ <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 農用地区域ではない 	△ <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 一部を除き農用地区域

こうしたことから、我孫子新田地区がこの方針による手賀沼観光施設の誘導に最もふさわしいということがわかります。

このため、この方針において優先的に観光施設を誘導する地区としては、手賀沼の景色を間近に感じ、また、さまざまな水辺や水上のレジャーを楽しむことのできる、まとまった広がりのあるエリアとして、次の位置図の●●●●で囲まれた「我孫子新田地区」を手賀沼の観光施設を誘導する地区とします。

なお、この図は概ねの位置を示すものであり、施設の立地にあたっては各関係法令を遵守するものとします。

位置図



4 我孫子新田地区における手賀沼観光施設の誘導方針・・・・・・・・・・

4-1 誘導する施設の種類

手賀沼という観光資源を最大限活用して観光の振興や交流人口の拡大を図っていくため、当該地区においては、都市計画法第34条第2号に基づき、①手賀沼そのものを活用する貸しボート店や遊覧船乗り場などの施設と、②観光客をもてなすための観光案内所や飲食店などの施設の立地を誘導していくことが必要であると考え、誘導する施設を次のとおりとします。

①手賀沼そのものを活用する施設

貸しボート店、レンタサイクル店、展望施設、遊覧船乗り場とその待合所、水上アクティビティ施設とその管理事務所、手賀沼に関連する水族館

②観光客をもてなすための施設

観光案内所、食堂、レストラン、喫茶店、コンビニエンスストア、手賀沼や我孫子市に関連する土産物の販売店、シャワー施設、ロッカー施設、観光客用駐車場・駐輪場とその管理事務所、公衆トイレ

これらの誘導施設の種類は基本的な方向性を示すものであり、具体的に立地を認めることとなる都市計画法第34条第2号の「市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為」については、この方針と整合し、市長と協議の整ったものとします。

4-2 誘導する施設の高さ、形態・意匠

手賀沼を活用して観光の振興や交流人口の拡大を図っていくためには、当該地区全体が、手賀沼の水辺環境と調和し、手賀沼への観光客をやさしく迎え入れる空間を形成していく必要があります。

また、市の景観形成基本計画では、当該地区を含む我孫子地区の景観形成の方針として、手賀沼ふれあいラインの沿道については、営み帯として「手賀沼の眺めに配慮し、自然と調和した沿道景観の形成を図る」こととし、特に手賀沼ふれあいラインの北側については、歴史・文化的景観形成エリアとして「歴史・文化的景観資源を保存し、緑と一体となってこれらを活かした計画的な景観形成を図る」「歴史・文化的景観資源を結ぶネットワークの形成を図る」「手賀沼と斜面緑地の相互景観に配慮し、特徴ある地形を活かした景観形成を進める」こととしています。

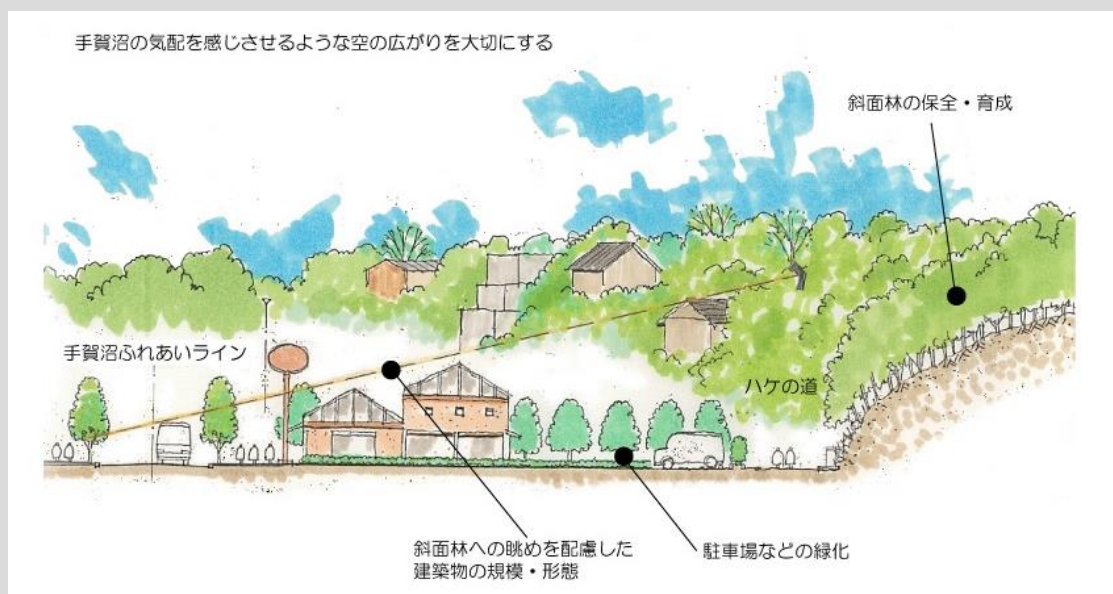
そして、手賀沼ふれあいラインの南側については、水辺景観形成エリアとして「自然環境の保全を基本としたうらおいのある水辺景観の形成を図る」こととしています。

こうしたことから、施設の高さについては、手賀沼への眺望や開放的な空間を確保するとともに、北側の低層住宅地や斜面林に配慮した高さとします。

また、施設の形態・意匠については、手賀沼の水辺環境や斜面林・農地などの周辺環境との調和に配慮しつつ、多くの人たちが来訪しやすい開放的な建築物の外観や色彩に努めるものとします。

さらに、緑の連続性を確保するため、手賀沼と手賀沼沿いの斜面林に挟まれているという特性も踏まえ、敷地内の緑化に配慮するものとします。

手賀沼ふれあいライン特定地区の景観イメージ図



今後、我孫子新田地区において、この方針に基づき、企業や個人事業者による事業展開を促し、手賀沼そのものを活用する施設や観光客をもてなすための施設を誘導していきます。あわせて、手賀沼を活用した花火大会や水上アクティビティの体験教室などさまざまなイベントの充実や、舟運など水上交通の試み、レンタサイクルの拡充、手賀沼遊歩道の延伸の働きかけなどの取り組みを進めていきます。これにより、相乗効果を生み出してより多くの交流人口の呼び込み、さらなる観光の振興をめざしていきます。

また、一般的に市街化調整区域では、この方針で誘導する施設として位置づけた施設以外の建築物、例えば学校、保育園、病院、特別養護老人ホーム、資材置き場の管理棟、農業用施設、農業従事者の住宅など、一定の要件を満たすものについては立地可能となっています。この方針でめざす観光振興の目的にそぐわない施設の立地もありうることから、既存の土地利用への配慮も含め、さらに具体的な内容を地区計画で定めて積極的に推進していくこととします。

■地区計画とは

地区計画は、街区単位で、道路や公園などの公共施設や、建築物、緑地などの整備や保全についてのルールを定めることにより、地区の特性にふさわしい良好な市街地の維持・形成を図っていくための都市計画です。

市街化調整区域においても、市の土地利用方針などに基づき地区計画を定めた区域では、不良な街区の形成を未然に防止したり、計画的な開発整備を誘導したりすることが可能となります。

また、地区計画は、住民や地権者の合意に基づいて定める身近な都市計画であることから、その策定にあたっては、地元説明会や原案の縦覧などを行い、住民や地権者の意見を反映します。

手賀沼観光施設誘導方針におけるエリアのイメージ

観光施設の立地

：手賀沼そのものを活用する施設、
観光客をもてなすための施設
(手賀沼観光施設誘導方針)

手賀沼花火大会やフラロハな
どイベント開催、ミニSL・
レンタサイクルの充実
(手賀沼観光施設誘導方針)

手賀沼遊歩道の延伸

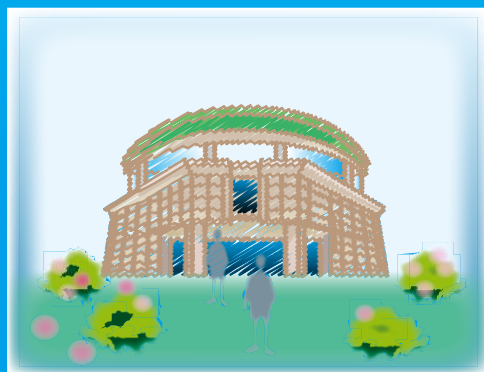
：手賀沼ふれあいラインの歩道部分の活用や、
ポケットパークの設置などの工夫を検討
(都市計画マスタープラン)

水上アクティビティの実施、 ボート小屋の刷新

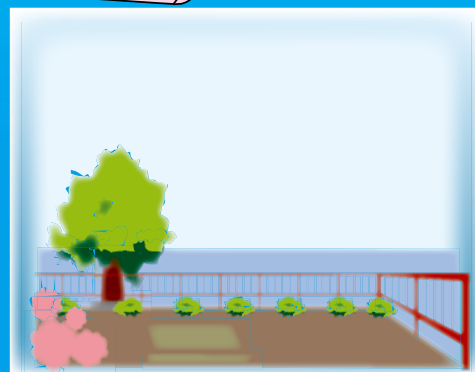
(定住化策検討プロジェクト報告書)

手賀沼

手賀沼公園



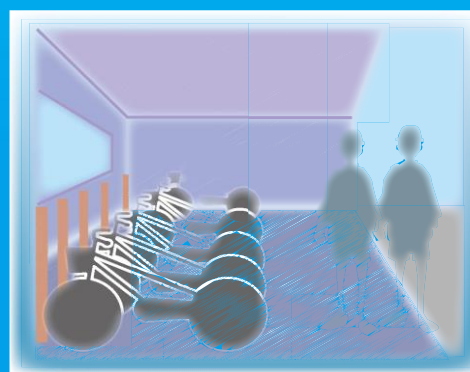
湖上を見渡せる展望施設



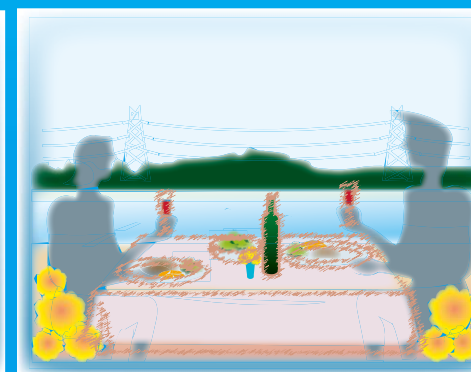
水辺のポケットパーク



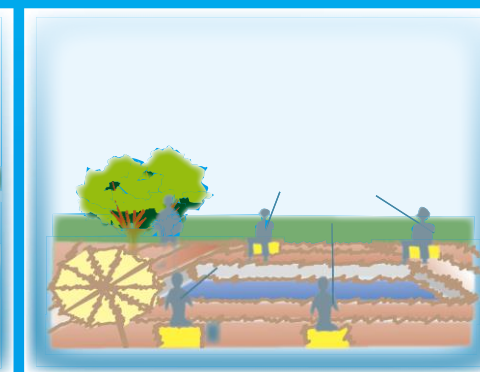
カヌーの体験ショップ



お洒落なレンタサイクル店



湖畔一望のレストラン



家族で安全に楽しめる釣堀